

## ○愛荘町管理不全空家等除却補助金交付要綱 (案)

令和 6 年 4 月 1 日

告示第 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、愛荘町空家等対策計画に定める、住民が安全に安心して暮らすことのできる住環境の確保を目的に、老朽化して倒壊などのおそれのある空家等を除却し、地域の住環境の向上を図ろうとする所有者等に対し、除却に必要な費用の一部を助成する愛荘町管理不全空家等除却補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、愛荘町補助金等交付規則(平成 18 年愛荘町規則第 37 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 2 条第 1 項に規定する建物をいう。
- (2) 管理不全空家等 町長が空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等と認めたもの。または、適切な管理を行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある建物をいう。
- (3) 解体撤去業者 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく建設業の許可を受けた事業者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づく県知事による登録を受けた事業者をいう。

(補助対象特定空家等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる管理不全空家等は、次の各号の要件を全て満たすものとする。ただし、町長が特に除却の必要があると認めるものは、この限りでない。

- (1) 愛荘町内に存すること。
- (2) この要綱に基づく補助金のほか、国または地方公共団体の補助を受けて工事を行っていない建築物であること。
- (3) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。
- (4) 国または地方公共団体、自治会が所有する建築物でないこと。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該管理不全空家等の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書)に所有者として記録されている者またはその者が死亡している場合は、その相続人(以下「所有者等」という。)
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな  
い。

- (1) 所有者等の他に所有権その他の権利(共有名義の場合の持分権及び賃借権を含む。)を有する者がある場合において、当該管理不全空家等の除却について、その者の同意を得られない者
- (2) 相続人が複数の場合において、当該管理不全空家等の除却について全ての相続人の同意を得られない者
- (3) 所有者等と当該管理不全空家等が存する土地の所有者が異なる場合において、全ての土地所有者の同意を得られない者
- (4) 愛荘町暴力団排除条例および、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員である者
- (5) 愛荘町に対し、税および使用料等の滞納がある者  
(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が解体撤去業者に発注する管理不全空家等の解体撤去および、その敷地の門扉や樹木等を除去し更地にする工事とする。

(補助対象費用)

第6条 補助金の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補助対象工事に要する費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象工事費用に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事に着手しようとする前に、規則第4条の規定により、愛荘町管理不全空家等除却補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図(縮尺2500分の1程度)
- (2) 補助対象費用に係る費用の見積書
- (3) 管理不全空家等の現況写真
- (4) 所有者等が確認できる書類
- (5) 所有者が複数の場合は、管理不全空家等除却工事施工同意書(様式第2号)
- (6) 所有権以外の権利(賃借権を含む。)がある場合は、当該権利者の同意書
- (7) 相続人が複数の場合は、確約書(様式第3号)

(8) 当該管理不全空家等と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書

(9) 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第3号の2)

(10) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 町長は、第8条の交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、適正であると認めるときは、規則第5条により交付予定額を決定し、交付決定通知書(様式第4号)によりその旨を申請者に通知する。

2 前項の通知を受けた申請者(以下「認定申請者」という。)は、通知の日から補助対象工事に着手することができる。

(補助対象工事の履行期限)

第10条 認定申請者は、前条第1項に規定する通知の日の属する年度の末日の14日前までに補助対象工事を完了しなければならない。

(補助対象工事の内容変更、休止等の報告)

第11条 認定申請者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときまたは補助対象工事が前条に規定する履行期限までに完了する見込みがないときは、速やかに補助対象工事変更等報告書(様式第5号)によりその旨を町長に報告し、その承認または指示を受けなければならない。

2 認定申請者は、補助対象工事を休止し、または廃止しようとするときは、補助対象工事休止・廃止報告書(様式第6号)によりその旨を町長に報告し、その承認または指示を受けなければならない。

3 町長は、前2項の報告を受理し、その内容を承認したときは、補助対象工事変更等(休止・廃止)承認通知書(様式第7号)により認定申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、当該工事完了日から30日を経過する日または当該年度の3月22日のいずれか早い日までに、愛荘町管理不全空家等除却補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 補助対象費用の領収書の写し

(3) 工事完了写真(施工前、施工後および、空家の敷地が更地となったことが確認できるもの)

(4) 廃棄物の処分に関する証明書

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査および現地検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し交付額確定通知書(

様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 規則第13条の規定による通知を受けた認定申請者は、補助金交付請求書(様式第10号)により補助金の請求を行わなければならない。

(期限の特例)

第15条 この要綱に規定する補助金に係る書類の提出期限が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、日曜日等の翌日をもってその期限とみなす。

(決定の取消しおよび補助金の返還)

第16条 町長は、規則第15条第1項または次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、または交付予定額を変更することができる。

(1) 申請内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) 第3条、第4条または第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 補助対象者の責めに帰すべき事由により補助金の交付ができないとき。

2 認定申請者から第11条第2項の規定による補助対象工事の休止または廃止の報告があったときは、交付の決定はなかったものとみなす。

3 町長は、交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、補助金の全部または一部を認定申請者に返還させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和 年告示第 号)

この告示は、令和6年 月 日から施行する。

年 月 日

愛荘町管理不全空家等除却補助金交付申請書

愛荘町長 様

申請者 住所 〒

団体名及び代表者

（個人が申請者の場合は、申請者名）

㊞

（電話 — — ）

愛荘町管理不全空家等除却補助金交付要綱8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

所有者等	住所 氏名
所在地	愛荘町
構造及び床面積	構造： 床面積： m <sup>2</sup>
建築年	（明治、大正・昭和・平成） 年
補助対象費用	
補助金申請額	
申請額の算出根拠	円×1/2＝ 円※上限額50万円
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申請理由	

添付書類

- 1 付近見取図（縮尺2500分の1程度）
- 2 補助対象費用に係る費用の見積書
- 3 管理不全空家等の現況写真
- 4 所有者等が確認できる書類
- 5 所有者が複数の場合は、管理不全空家等除却工事施工同意書（様式第2号）
- 6 所有権以外のその他の権利（賃借権を含む。）がある場合は、当該権利者の同意書
- 7 相続人が複数の場合は、確約書（様式第3号）
- 8 当該管理不全空家等と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書
- 9 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第3号の2）
- 10 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

管理不全空家等除却工事施工同意書

愛荘町長 様

私が所有・共有する下記の管理不全空家等を、\_\_\_\_\_が費用を負担し、除却工事を行うことに同意します。

年 月 日

記

管理不全空家等の所在地 愛荘町

申請者 住所  
氏名

管理不全空家等の所有者・共有者

住所  
氏名 (印)

住所  
氏名 (印)

住所  
氏名 (印)

様式第3号（第8条関係）

確約書

愛荘町長 様

愛荘町管理不全空家等除却補助金の交付申請を行う、管理不全空家等の所有名義人の相続手続が終わっていませんが、私が相続人の代表となって、この度、この管理不全空家等の除却工事を実施しようとするもので、相続人の間に当該特定空家等に係る紛争等が発生したときは、私が責任を持って解決します。

年 月 日

管理不全空家等の所在地

管理不全空家等の名義人

申請者 相続人代表

住所

氏名

⑩

年 月 日

暴力団関係者でない旨の誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、愛荘町が必要な場合には、下記の事項について東近江警察署に照会することについて承諾します。

記

私は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、私と同居する者又は同居する者についても、該当する者はいません。

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- 3 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- 4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 上記の1から4までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

愛荘町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話



様式第4号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

愛荘町長

愛 荘 町 管 理 不 全 空 家 等 除 却 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった愛荘町管理不全空家等除却補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、愛荘町管理不全空家等除却補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- 1 対象となる補助事業 申請書のとおり
- 2 補助金決定額 金 円
- 3 補助事業者は、愛荘町補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。

この処分に不服があるときは、本書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛荘町長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

補助対象工事変更等報告書

愛荘町長 様

申請者 住所 〒

団体名及び代表者

（個人が申請者の場合は、申請者名）

⑩

（電話 — — ）

愛荘町管理不全空家等除却補助金交付要綱第11条第1項の規定により、報告します。

所在地	愛荘町
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 第 号
報告の区分	<input type="checkbox"/> 補助対象工事の内容 <input type="checkbox"/> 補助対象工事が履行期限（※）までに完了する見込みがない旨の報告 <input type="checkbox"/> その他 ※履行期限とは、交付決定通知日の属する年度の末日の14日前までをいいます。
報告の理由	
変更の理由	
変更後の補助金額	円
補助事業の完了見込み	年 月 日

※ 報告事項に応じて、写真、補助金額算出書等の資料を添付してください。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

補助対象工事休止・廃止報告書

愛荘町長 様

申請者 住所 〒

団体名及び代表者

（個人が申請者の場合は、申請者名）

㊞

（電話 — — ）

愛荘町管理不全空家等除却補助金交付要綱第11条第2項の規定により、補助対象工事を休止し、又は廃止する旨を報告します。

所在地	愛荘町
交付決定通知書の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
中止又は廃止の理由	

様式第7号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

補助対象工事変更等（休止・廃止）承認通知書

様

愛荘町長



年 月 日付け 第号で交付決定した愛荘町管理不全空家等除却補助金  
について、愛荘町管理不全空家等除却補助金交付要綱第11条第3項の規定により通  
知します。

所在地	愛荘町
決定内容	変更等の承認 ・ 休止・廃止の承認
当初交付決定額	円
変更交付決定額	円
承認内容	

愛荘町管理不全空家等除却補助金実績報告書

愛荘町長 様

申請者 住所 〒

団体名及び代表者

（個人が申請者の場合は、申請者名）

印

（電話 — — ）

愛荘町管理不全空家等除却補助金交付要綱第12条の規定により、報告します。

所在地	愛荘町
補助対象工事に要した費用	円
交付予定額	円
補助対象工事等の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 工事請負契約書の写し
- 2 補助対象費用の領収書の写し
- 3 工事完了写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- 4 廃棄物の処分に関する証明書
- 5 その他町長が必要と認める書類建物の利用の開始を証する書類

様式第9号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

愛荘町長

愛荘町管理不全空家等除却補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした、愛荘町管理不全空家等除却補助金について、事業実績報告書の審査等を行った結果、次のとおり交付すべき補助金額を確定したので、愛荘町管理不全空家等除却補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

交付すべき補助金の額 金 円

この処分に不服があるときは、本書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛荘町長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

補助金交付請求書

愛荘町長 様

申請者 住所 〒

団体名及び代表者

（個人が申請者の場合は、申請者名）



（電話 — — ）

年 月 日付け愛建第 号で額の確定の通知があった愛荘町管理不全空家等除却補助金を下記のとおり交付されるよう、愛荘町補助金等交付規則及び愛荘町管理不全空家等除却補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

金融機関名（金融機関コード）	銀行・金庫・農協（ ）
支店名（支店コード）	支店・支所（ ）
口座種別	普通 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ

添付書類及び留意事項

- ・振込先口座名義人は補助金申請者に限ります。ただし、代理受領の場合は受任者の振込先口座名義人となります。この場合は代理受領に係る委任状（様式第9号）を添付してください。
- ・上記口座番号は7ケタで記入及び口座名義人のフリガナを必ず記入ください。  
また、上記通帳の見開きの写し（コピー）を添付してください。